

法定福利費実務 Q & A

平成 28 年 6 月 10 日

1. 総額における労務費相当がわからない場合は？

A 過去の実績を元に総額×20%（例）を施工費として定め運用している会社もあります。その割合は会社によって差がでてきます。其々の会社における過去半年または 1 年間ほどの売上に対し施工費がいくらだったのかを実態調査する必要があります。
つまり支払側が納得のいくものであるならば構いません。

2. 組合からの書式を必ず運用しなければならないのか？また、建設会社から算出書式に従うべきなのか？

A 各組合員が個別工事ごとに自社の施工実績などに基づいて算出するものです。
必ずしも組合から出された書式に沿って算出する必要はありません。法定福利費のしくみと基本を理解し運用する事が必要です。
各組合員が作成する際に参考にしていただくものです。
また、建設会社から出された書式も同様で法定福利費のしくみをしっかり理解したうえで運用される事が重要です。

3. 法定福利費は消費税の対象となるのでしょうか？

A 対象となります。
国交省ホームページより法定福利費の内訳明示した作成手順（平成 27 年 5 月 26 日付）に記載されています。
多くの方は健康保険や厚生年金が課税対象とならないとの点で非課税扱いとされてきた場合が多いかと思いますが、課税対象となりますので間違いのないようお願いします。

4. 建設会社より法定福利を総額の中に含むとして依頼されたため金額は未記入にて提出しているが、金額明示は必要があるのでしょうか？

A 国交省では平成27年度4月1日付けで改訂された「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の内容として、「元請負人は下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請人に提示できるよう見積条件提示の際、適正な法定福利費を明示した見積書を提出し明示しなければならない」とこと、あるいは「下請企業は自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り標準見積書の活用等により法定福利相当額明示した見積書を注文者に提出し雇用する建設労働者が社会保険に加入するために必要な法定福利費を確保する」ことを明記するなど法定福利費を明示した見積書の運用を推進しています。

5. 法定福利費が売上時よりも支払時が少ない場合はどうすればよろしいでしょうか？

A 法定福利費は受取った金額をそのまま下請けにします。つまり預り金として対応するもので売上的一部分や原価的一部分ではありません。

国交省より見積書にしっかりと明示し下請人に支払う事を指導されています。

よって、契約時、増減清算をしっかりと行う事が重要です。

6. 一人親方は対応できるのでしょうか？

A 作業員名簿に適用除外として現場入場は可能です。

ただし、一人親方の条件が満たすことが重要です。

自らの道具で、自らの責任と判断で、自らの資金で行う事が一人親方の条件になります。

上記内容が明記した工事請負契約書を交わす事が重要です。

また、建設労働者について全ての個人事業主や法人も工事請負契約書を結ぶ事を合わせて必要と思われます。